

Title	〔最高裁民訴事例研究 二一〕 白地手形による手形金請求を棄却する判決確定後に白地部分を補充して手形上の権利の存在を主張することの許否
Sub Title	
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.8 (1983. 8) ,p.118- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830828-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ために各自が株券を取取らないでY会社に預けておくことの諒解ができており、当初の株券については、その作成が取締役会の席上で各株主に知らされ、増資分については、その作成を知らせることなく会社が保管していたということであるが、この措置については、誰からも問合わせもなく、また株券を現実には交付すべき旨の要求もなかつたというのであるから、判旨のいうごとく増資分についても、現実の交付をせずY会社において保管することの合意が成立していたと解してよいと思われる。占有移転の方式として民法は現実の引渡(民一八二)のほか、占有改定等を認めており(民一八三ほか)、株券の交付もこれら占有移転の各方式によつて行うことがで

きるから、本件の問題の株券については、XとY会社との間に株券保管の合意が成立し、その効力が生じた時点でXは自己の株券につき占有改定によりY会社からその占有の移転をうけ、ここに株券発行の要件としての株主への交付があつたものと解することができる。したがつて、Xの有した株式の株券は、すでにX宛に発行されていたということができ、株券未発行を前提とするXの控訴審における請求を斥けた判旨は正当である。

(昭和五八年五月五日稿)

阪 埜 光 男

〔最高裁判事例研究 二二一〕

昭五七六 (最高民集三六卷
三九五〇一頁)

白地手形による手形金請求を棄却する判決確定後に白地部分を補充して手形上の権利の存在を主張することの許否

約束手形金請求事件(昭五七・三・三〇第三小法廷判決)

X(原告・被控訴人・上诉人)はY(被告・控訴人・被上诉人)に対して手形金の支払いを求めて手形訴訟を提起した。ところがXは既に前訴においてYに対して本訴請求の手形について振出日白地のままで手形訴訟を提起して敗訴しているという事情がある。即ち、Xは前訴におい

て、白地手形では手形上の権利は行使しえないとの理由で請求棄却の判決を得て異議申立てをしたが、Xの訴訟代理人である弁護士により異議の取下げがなされ、右判決が確定したのである。そこでXが振出日欄を補充した上で再度手形金の支払いをYに求めたのが本件訴訟である。

第一審はY欠席でXが勝訴した。手形判決に対する異議訴訟で手形判決を認可する判決が下されたのでYが控訴した。控訴審は次の理由で手形判決を取り消してXの請求を棄却した。「前訴における約束手形金請求は振出日欄を白地とする約束手形に基づくものであり、本訴における約束手形金請求は右白地を補充した完成後の約束手形に基づくものである

ところ、右白地手形上の権利（白地手形の所持人は、白地補充権とともに白地の補充によつて完全な手形上の権利者となりうる法律上の地位を有しており、白地手形は右の両者を合わせた法律上の地位を化体しているものと解すべきである。）と右完成後の手形上の権利との間には連続性ないし同質性があり、右前訴と本訴は訴訟物を同じくするものであつて、右前訴判決の既判力は本訴に及ぶものといふべきである。ところで白地補充権は、所持人において要件を補充して完全な手形として効力を発生せしめうる権利であるから形成権の一種と解すべきであるが、この白地補充権を前訴判決の既判力の標準時（事実審の口頭弁論終結時）以前に行使しえない特段の事情があれば格別、これを行はしめたのにしなかつたため手形金請求を棄却された原告は、前訴判決の既判力によりその標準時後に白地補充権を行使し後訴において手形金債権の存在を有効に主張しえないものと解するのが相当である。」

Xは前訴と後訴とでは訴訟物は異なるし、本件のような場合に既判力に抵触しないというのが従前の判例・通説であつた等を理由に上告。最高裁判所は次の理由で上告を棄却した。

「手形の所持人が、手形要件の一部を欠いたいむゆる白地手形に基づいて手形金請求の訴え（以下「前訴」という。）を提起したところ、右手形要件の欠缺を理由として請求棄却の判決を受け、右判決が確定するに至つたのち、その者が右白地部分を補充した手形に基づいて再度前訴の被告に対し手形金請求の訴え（以下「後訴」という。）を提起した場合においては、前訴と後訴とはその目的である権利または法律関係の存否を異にするものではないといわなければならない。そして、手形の所持人において、前訴の事実審の最終の口頭弁論期日以前既に白地補充権を有しており、これを行はしたうえ手形金の請求をすることができたにもかかわらず右期日までにこれを行はしなかつた場合には、右期日のちに

判例研究

該手形の白地部分を補充しこれに基づき後訴を提起して手形上の権利の存在を主張することは、特段の事情の存在が認められない限り前訴判決の既判力によつて遮断され、許されないと解するのが相当である。」

一 最高裁判所は既判力と相殺権については既に昭和四〇年四月二日民集一九卷三号五三九頁で既判力の基準時に相殺適状にあつた場合でも基準時後の相殺権の行使を認めている。ところが取消権については最近の昭和五五年一〇月二日民集三四卷五号七四七頁で、既判力の基準時に取消権が存在するならば基準時以後の取消権行使は許されないと判断して、許されるとしてきた大審院判例を實質的に変更している。ここにおいて判例ではともすれば従来形成権一般として論じられた問題が形成権ごとにその特性に応じて取扱いを異にするような道を開いたことになつたわけである。そこで従来問題となつていない形成権をどのように扱うのが判例の今後の問題とされ、注目されていた。本件判例はこのような状況において白地手形の白地補充権と既判力について判断したものである。

本件判例は第一に白地手形による訴訟の訴訟物と完成手形による訴訟の訴訟物について取り上げ両者の同一なることを明らかにし、第二に白地補充権と既判力については取消権と同じように基準時前に存在していた白地補充権は基準時後にその行使を認めないと判断したものである。以下ではこの二点について検討してみる。

二 白地未補充のまま訴求した前訴の訴訟物と補充した本件訴訟物との関係について、原審は「連続性ないし同質性」を理由に同一で

あると判断している。本件判例は特に理由を述べていないので、原審の理由づけを認めたのか否かは明らかではない。しかし「連続性ないし同質性の理論」に問題がないとはいえないので、むしろ前訴の原告の通常の意味は白地手形であつても完成手形と同一の効力を有するものとして手形金を請求したものと解するか、あるいは手形行為をしたことに基づく手形金額の支払いを求めるものであると解することによつて同一性が認められるのではないかと思う。この点については本件上告理由が引用するように(判例集五〇六頁以下)、同一性なしとの見解や判例がないわけではない。しかし、これらの説は単なる事実の違いに目を向けて、白地手形はそのままでは権利行使できないものであることから、白地手形による訴訟は完成手形による訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなければならぬ。

三 白地手形を理由に請求棄却した判決の既判力は基準時後の補充による再度の訴えを遮断するかという問題について私は基本的には本件判例の立場に賛成したい。以下理由を述べる。第一に白地手形は補充しない限り法律的には手形法上の権利は発生しないことが判例、通説によつて確立していることを挙げる⁽³⁾ことができる。手形取引をする以上かようなことは知つておくべきであり、未補充のまま訴訟を提起した者の不注意を特に考慮する必要はないのではないかと思う。白地のままで現実には多く決済されていることを理由にこの場合原告に同情すべきであるとの見解もあろう。しかし本件の問題を判断する場合、法の予定した姿を基準にすべきであつて、いた

ずらに現実の姿に立脚し、法の予定した姿とは異なることを是認することは問題ではないかと思う。当事者間で決済されている白地手形はともかく、訴訟ということで正式に問題とする以上は法の予定した補充という行動が要求されるべきである。また現実の姿を重視するという場合にその現実の姿というものはとらえどころのないものである。さらに未補充につきその訴訟手続内での補充は容易であることも注目すべき点である。つまり一体、無効の主張と比してどれだけの違いがあらうかということである。無効の主張がその理由を問わず既判力で遮断されることを考えると未補充につき事情を問ひそれを救済するという姿勢は問題である。もちろん無効の場合も事情を考慮すべきであるというのなら別であるが、一般にそこまでは主張しないであらう。要するに訴訟は事前に慎重に準備しておくべきであるということではないかと思う。

なお白地補充の場合について既判力によつて後からの補充を遮断しても他に救済方法があることを理由に遮断を正当化する見解が考えられるが、私はこのような他に救済方法があるという要素は必ずしも重視しない。例えば原因関係上の権利の行使についていえば、本件では手形は訴外Aの工事代金支払のため振出されAは工事に着工しないまま倒産しているという事情があるのでその行使は困難であるし、利得返還請求権についても直ちに認められるかという問題があるように思うからである。救済が認められればそれにこしたことはないが、これを重要な根拠にするのは問題である。考えるべきことは実体法上の権利を訴訟法上の遮断効によつて結果的に

奪うことが妥当か否かということであり、私には本件のような白地手形の補充の問題については、未補充者に対してその訴訟により生じる不利益を認めて訴訟法上の要請を優先せしめても実体法秩序をことさら否定し、混乱させるものとは思えない。訴訟法による実体法の合理的制約ではないかと思う。

次に既判力による白地補充権の遮断を認めない説があるが、この説の当否を考えてみよう。前訴と後訴との訴訟物が異なるということによる立場についてはその理由がないことは既に二で述べた。問題は訴訟物の同一を前提とした上で、この場合の原告の事情を考慮すべきであろうという説である。取消権の場合と異なり、被告の側で特に不利益はないし、未補充を理由に請求を棄却しておいて補充してきた後訴を認めないことはおかしいのではないかということである。⁽⁸⁾しかし、ことは要するに手形金請求につき請求に理由がないというレベルでみれば未補充手形を他の請求棄却事由と異なつて取扱う必要はないといわなければならない。既に述べたようにそもそも白地手形は訴訟では補充しなければならず、補充は簡単であるという事情を考えるべきである。またこの問題と期限未到来による請求棄却の類似性を強調する見解も考えられる。しかし、この場合はいつでも補充が簡単にできるといふ点で大いに異なるのである。また異議申立によつて補充すればよいというのでは手形訴訟の利用を原告から奪うものであるとの見解があるが、⁽¹⁰⁾彼は既に一回手形訴訟を提起したという点に注目すべきである。また手形訴訟では迅速な裁判ということで釈明権行使が十分期待できないことは要するに再

訴を認めたことと解すべきではないかという見解があるが、これも問題把握の基準が異なるのであり、誰に問題があるのかをみきわめなければならぬ。要するに既判力による遮断を認めない説は原告の過失というべきものを無視して彼を救済しようとする立論である。これを一般論として肯定した場合には不注意な白地手形訴訟を増長させ、同一訴訟物につき二度の手形訴訟を認めることになるのではないかと思う。

折衷説として考えられるのは白地補充権についての原告の知・不知を基準とする説である。⁽¹²⁾確かに、より実質的で公正な解決を目指したものと高く評価しうるが、しかし、実際的かという結局は再訴否定説になるように思えるのと、⁽¹³⁾そもそも未補充者たる手形所持人の利益を保護する姿勢には、前述の理由から賛成できない。あるいは信義則を利用して本件の場合を考えようとする説が考えられようが、一体どのようにこれを用いるかが問題である。たとえば既判力による遮断は原則として認められないが、本件の場合に弁護士による異議取下にもかかわらず再訴したことが信義則に反すると解することもできようし、本来は既判力によつて遮断されるが、直ちに再訴した点で遮断効が及ばない特別な場合と考えることもできよう。⁽¹⁴⁾しかし、信義則を利用して考える場合は当然なことであるが、一般的に補充後の再訴を認めるか否かの基準が不明確である。恐らく何が信義に反し遮断を根拠づけるのかは人により異なると思うから、今後の白地未補充者の行動の指針を提供することにはなりえないであろう。

確かにこの問題は理論的に明快に一義的に決することは困難な問題である。いろいろな利益状況の総合的判断によることが必要であろう。⁽¹⁵⁾ その場合に政策的な判断も必要と思われる。この点で私見は未補充者の事情を全く無視しているから具体的妥当性という点で問題はあろう。しかし、明確な一義的な基準、既に、本件に即していえば基準前時に白地補充権があつたか否かということだけで決めていくことでよいのではないかと思う。かように割切つたとしても多くの場合にそれほど大きな問題になるとは思えないのである。たまたま補充をしなかつた事例を取上げて一般論を構成するのは問題であるし、かような特殊事例につき明確に把握できる基準なしに救済を考える姿勢にも賛成できない。結論的には白地補充権は取消権と同じように扱うべしということである。取消権については前記昭和五年の最高裁判例の判例批評で論じたことなのでここでは取上げない。⁽¹⁷⁾ もつとも取消権について私見とは異なる立場に立つならば(そのことは通説・判例に反対するということであるが)、取消権と同じであるといつても私見とは結論が全く反対になるであらう。⁽¹⁸⁾ なお既判力なり遮断効の範囲について手続の過程を重視する近時の見解や提出責任の有無および態様で問題を考えていくべきだとする説が今日有力であるが、基準が明確でなく訴訟での遮断効についての範囲の予測可能性を弱めるように思えて、現在のところ賛成できない。

四 ところで前記取消権に関する判例は「取消権を行使し、その効果を主張できたのにこれをしなかつたのであるから」と述べ、原審は「この白地補充権を前訴の既判力の標準時(事実審の口頭弁論終結

時)以前に行使しえない特段の事情があれば格別」と述べている。これに対し、本件判例は「白地補充権を有しており、これを行使したうえ手形金の請求をすることができたにもかかわらず……行使しなかつた場合」で「特段の事情の存在が認められない限り」、既判力で遮断されるとしている。つまり前記最判や原審と比べて「特段の事情のないこと」を限定的な要件として付加している。

この意味と評価であるが、前述の私見の立場からすればほとんどその意味はないと解すべきであると思う。⁽¹⁹⁾ 即ち、弁済その他の事実の報告的陳述と白地補充権は訴訟法的には同じものであり、前者について特別な事情が問題にならない以上、白地補充権について問題にする必要はないと思うからである。全くないとは断言できないが具体的には考えられず、あつたとしてもこの特別の場合に該当するというよりも別の法理で問題を考えるのがベターではないかと憶測する。

以上二、三、四の考察から判旨に賛成する。

(一) この考えは本件について先例である大阪地判昭和四九年一〇月三〇日判時七六四号八九頁も採用するところである。そもそもこの考えは白地手形による訴提起につき時効の中断を認めた最大判昭和四一年一月二日民集二〇卷九号一六七四頁、同昭和四五年一月一日民集二四卷一二号一八七六頁について理論的な説明をするため主張された見解の一つである。この判例の意義や問題点については平出慶道・手形小切手法判例百選(新版・増補)一六六頁以下、田辺康平・同二九二頁以下参照。上告理由が説くように時効の中断のための理論とも言えなくはない。

(2) 高見進・本件判例批評・判例評論二八八号一九四頁、伊藤瑩子・本件判例解説・ジュリスト七七三号八四頁、竹下守夫・判例研究（前記大阪地判）・金融商事判例四七七号三頁以下、小林秀夫・判例研究（前記大阪地判）・ジュリスト六四一号一三〇頁、渋谷光子・判例解説（本件原審判決）・判例タイムズ四一号二七頁等も同旨を説く。小林・前掲書は前訴の訴訟物を白地手形に基づき請求と解しても、新訴訟物理論や旧訴訟物理論でもつて同一性を説くことは可能であることを論証している。

(3) 本件は振出日白地であつたが、なぜかような白地手形がさかんに利用されるのか、またそれについての学説、判例の対応については高田桂一・手形小切手法判例百選（新版・増補）一四二頁参照。

(4) 伊藤・前掲書八五頁参照。

(5) 高見・前掲書四一頁参照。

(6) 小林・前掲書一三三頁、渋谷・前掲書二二九頁参照。

(7) 高見・前掲書四二頁注26、渋谷・前掲書二二九頁参照。

(8) 竹下・前掲書五頁、高見・前掲書四一頁参照。

(9) 高見・前掲書四二頁注23参照。

(10) 高見・前掲書四一頁参照。

(11) 高見・前掲書四一頁参照。

(12) 渋谷・前掲書二二九頁参照。なお小林・前掲書一三二頁は単に知・不知を基準とするものではないが、総合的判断によつて個別的に考察するということによって基本的には折衷説と解すべきであらう（高見・前掲書四一頁及び四二頁注29参照）。

(13) 高見・前掲書四一頁参照。

(14) 高見・前掲書四一頁参照。小林・前掲書一三三頁は前記大阪地判の判例研究であるが、前訴と後訴との間の期間を問題にしている。前訴と

後訴との間を問題とすると妥当な期間を決めるのは困難ではないかと思ふ。

(15) 渋谷・前掲書二二八頁、高見・前掲書四一頁は本件についての利益状況を詳しく分析している。

(16) 伊藤・前掲書八五頁は既判力の範囲を決める場合に政策的要素があることを指摘している。

(17) 法学研究五四卷九号一二二頁以下。なおこの判例についてのような判例研究がなされたかということについては塩崎勲・法曹時報三四卷一〇号一八三頁注二に詳しい。

(18) 高見・前掲書四三頁。取消権につき既判力の基準時後の行使を認める中野教授は昭和五年判例には反対の立場であり（民商法雑誌八四卷六号一〇六頁以下）、この問題についても積極的に解されるのではないかと思ふ。

(19) 伊藤・前掲書八五頁、高見・前掲書四四頁も同趣旨を説く。なお私には前記拙稿法研五四卷九号一二五頁で取消権につき、消極説の例外となるような事例はほとんど考えられない旨を述べたことがある。

坂原 正夫